

## ○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第33号

令和7年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年7月25日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 齊藤芳久

記

1 期 日 令和7年8月1日（金）

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議場

---

## ○会 期

令和7年8月1日 1日間

## ○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（8名）

1番	吉	原	正	洋	議員	2番	大	山	嘉代子	議員
3番	中	村	拲	史	議員	4番	山	中	基	充
5番	森	田	文	明	議員	6番	小	川	尋	海
7番	柴	田	文	子	議員	8番	長	谷	川	清

不応招議員（なし）

## 令和 7 年第 2 回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会

○議事日程（第 1 号） 令和 7 年 8 月 1 日

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 10 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 11 号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 12 号 令和 7 年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第 1 号）について

日程第 7 議案第 13 号 令和 6 年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

日程第 8 一般質問

午前10時02分開会

出席議員（8名）

1番	吉原	正洋	議員	2番	大山	嘉代子	議員
3番	中村	拡史	議員	4番	山中	基充	議員
5番	森田	文明	議員	6番	小川	尋海	議員
7番	柴田	文子	議員	8番	長谷川	清	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

企業長	齊藤	芳久	副企業長	石川	清
監査委員	佐藤	浩一	事務局長	前原	民子
事務局長	小林	栄	事務局長	高篠	保
事務局長	高橋	俊行	総務課長	坂本	一史
財務課長	笠木	知之	給水課長	山崎	利隆
施設課 主席主幹	毛須	章久	浄水課長	千葉	晋彦

事務局職員出席者

書記	新堀	迅	書記	藤原	真吾
書記	吉田	真由美			

## ◎開会及び開議の宣告

(午前10時02分)

○山中基充議長 現在の出席議員は8人全員であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

---

◇

---

## ◎議長開会の挨拶

○山中基充議長 会議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和7年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には公私ともご多用の中、全員のご出席をいただき、ここに開会できますことを心より御礼申し上げます。

さて、今年の1月に八潮市内で発生した下水道管破損に起因する道路陥没事故では、その規模と影響が想像を絶するものとなり、半年経過した現在も懸命な復旧工事が行われております。この事故から社会インフラの老朽化がさらに注目を集め、水道においても、全国各地で老朽化が原因と思われる水道管破裂事故や漏水に伴う道路の冠水等の状況を報道で目にすることになりました。当企業団におきましても、老朽化した管路や施設の更新は、大きな課題の一つでございますが、これまでと同様に坂戸、鶴ヶ島両市民のため、安全で安定した水を供給することができますよう皆様の一層のご尽力を賜りますことをお願いを申し上げます。

なお、本日提出されました議案は4件、一般質問は2名の議員さんから通告がありました。何とぞ慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てが終了できますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

---

◇

---

## ◎企業長の挨拶

○山中基充議長 企業長から発言を求められておりますので、これを許可します。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 議員の皆様、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、今定例会の開会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

本日ここに、令和7年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

当面する重要案件につきましてご審議いただきますことは、当企業団の発展のため誠にありがとうございます、厚く御礼を申し上げます。

今定例会にご提案申し上げました議案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例のほか3議案でございます。

内容につきましては、後ほど提案理由によりご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。



### ◎諸報告

○**中山基充議長** 次に、今定例会の議事日程及び出席いたします議事説明者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。



### ◎会議録署名議員の指名

○**中山基充議長** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、

3番 中村 拓史 議員

5番 森田 文明 議員

を指名いたします。



### ◎会期の決定

○**中山基充議長** 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日とすることに決定いたしました。

---

◇

---

### ◎議案の朗読省略

○山中基充議長 お諮りいたします。

あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することに決定いたしました。

---

◇

---

### ◎諸般の報告

○山中基充議長 日程第 3、諸般の報告を行います。

企業長から、令和 6 年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計継続費精算報告書について、令和 6 年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書について、令和 6 年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について及び令和 6 年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計資金不足比率について、また監査委員から定例監査の結果及び例月出納検査の結果についての報告がありました。こちらにつきましては、事前に配付しておりますので、ご了承願います。

---

◇

---

### ◎議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山中基充議長 日程第 4、議案第 10 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和7年度第1回定例会にご議決を賜りました坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道料金審議会条例の制定に伴い、水道料金審議会委員の報酬及び費用弁償の額を規定するため、所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○中山基充議長 これより質疑に入ります。

[「なし」の声]

○中山基充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」の声]

○中山基充議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

日程第4、議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

○中山基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○中山基充議長 日程第5、議案第11号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第11号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団

水道事業給水条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、災害その他非常の場合にあって、給水装置工事事業者の確保が困難であると判断されるときは、宅内配管を早期復旧するとともに、給水装置工事の適正な実施を図るため、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者等による施工を可能とするため、所要の改正を行うものです。

また、水道利用加入金については、平成30年4月1日の改定から7年が経過しており、現在の資産状況、算出基準として再計算したところ、いずれの合計においても現行単価を上回っていることから、当該単価の改正を行いたく、この案を提出するものです。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○山中基充議長 これより質疑に入ります。

[「なし」の声]

○山中基充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」の声]

○山中基充議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

日程第5、議案第11号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山中基充議長 日程第6、議案第12号 令和7年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第12号 令和7年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

初めに、補正予算第2条に定める業務の予定量につきまして、令和7年度分の国庫補助金内定額が、要望額から大幅に減額されたことにより予定事業を見直したことから、主要な建設事業において2億3,405万8,000円の減額補正を行い、当該事業の合計を14億7,811万4,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算第3条に定める収益的支出につきまして、水質基準項目の追加に伴う検査機器の借り上げのため、水道事業費用において270万6,000円の増額補正を行い、支出の合計を34億2,882万2,000円にしようとするものです。

次に、補正予算第4条に定める資本的収入及び資本的支出につきましては、国庫補助金の減額及びこれによる予定事業の見直しに伴い、収入においては2億6,645万1,000円の減額補正を行い、合計9億4,030万2,000円とし、支出においては2億3,405万8,000円の減額補正を行い、合計を17億5,711万4,000円とし、その結果、収入が支出に対し不足する額8億1,681万2,000円につきましては、補正予算第4条に記載のとおり補填しようとするものでございます。

次に、補正予算第5条に定める継続費につきましては、国庫補助金の減額による予定事業の見直しに伴い、記載のとおり継続費を改めるものでございます。

次に、補正予算第6条、債務負担行為につきましては、当年度以降にわたる債務を負担する事項の追加について承認をお願いするものでございます。

次に、補正予算第7条につきましては、予定事業の見直しと併せて企業債の限度額を減額補正するものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○山中基充議長 これより質疑に入ります。

[「なし」の声]

○山中基充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」の声]

○山中基充議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

日程第6、議案第12号 令和7年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山中基充議長 日程第7、議案第13号 令和6年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第13号 令和6年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

令和6年度における水道事業決算の概要について申し上げます。水道事業収益につきましては33億5,829万2,544円、水道事業費用につきましては31億8,112万6,337円となり、この結果、6,297万965円の純利益となりました。この純利益6,297万965円につきましては、令和7年度決算で見込まれる欠損金の補填に充てるため処分を行わず、繰越利益剰余金といたします。

次に、翌年度へ繰越工事資金を除いた資本的収入につきましては1億3,612万1,823円、資本的支出につきましては14億6,038万5,582円となり、資本的収支の不足額13億2,426万3,759円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、繰越工事資金、建設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

なお、この補填財源として使用された建設改良積立金2億1,049万724円の処分につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経て行うものであり、全額自己資本金として処分する案となっております。

以上、令和6年度におきましては、損益勘定では純利益を計上したものの、給水収益が減少を続ける中、委託料などの増加により営業収支は損失となり、損失額も前年度より大幅に増加しております。

資本勘定では、引き続き水道施設の更新、耐震化に取り組みました結果、現金預金は5億9,716万3,056円減少し、期末残高20億6,382万4,112円となっております。このような状況にあり、令和7年度においては、必要な事業費を企業債の借り入れにより調達いたしますが、引き続き経費削減、経営の効率化に取り組み、各種手数料収入等の見直しを進めるとともに、水道料金の改定についても検討を進めてまいります。

この決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、去る6月25日、監査委員の審査を受けておりますことを申し添えます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決、ご認定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○**中山基充議長** 次に、監査委員から決算審査の結果についてのご報告をお願いいたします。

佐藤監査委員。

○**佐藤浩一監査委員** それでは、決算審査の結果につきましてご報告を申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、令和6年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計決算につきまして、令和7年6月25日に企業団事務所におきまして決算の審査を行いました。

当該決算につきましては、決算報告書及び財務諸表並びに附属書類を審査いたしましたところ、決算数値は正確であり、諸書類も関係法令に準拠して作成され、会計経理も地方公営企業法会計規定及び諸規程に従って処理をされており、いずれも適正と認められました。また、財政運営につきましても健全になされているものと認められた次第でございます。

なお、内容につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

以上、審査の結果報告とさせていただきます。

○**中山基充議長** これより質疑に入ります。

5番、森田文明議員。

○**5番 森田文明議員** 5番、森田文明です。ただいま議題となっております議案第13号令和6年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定について質疑を行います。2点について質疑いたします。

1点目として、決算書の8ページ、決算概要では7ページですが、損益計算書について、2点目として、決算概要の37ページの不納欠損について、2点伺います。

初めに、1点目の損益計算書についてであります。令和6年度の水道事業損益計算書を見ますと、当年度の最終的な損益は6,297万965円の純利益を計上したものの、営業損

益としては2億2,171万3,845円の損失を計上しております。令和5年度決算での営業損失は5,938万2,184円だったことから、この令和5年度に比べまして1億6,233万1,661円、約3.7倍と営業損失が大きく膨らんでいるわけであります。

質問ですが、その要因について伺います。

○**中山基充議長** 笠木財務課長。

○**笠木知之財務課長** 森田議員のご質疑にお答えいたします。

収益においては、前年度比で有収水量が16万3,580立方メートル減り、給水収益が約2,300万円減少したことや、水道利用加入件数が187件減少したことなどにより、その他営業収益が約5,000万円減少したこと、一方、費用においては、前年度比で委託料が約5,300万円増加したことや、退職給付費が戻入から給付費に転じ約3,300万円増加したことなどが要因となります。

以上でございます。

○**中山基充議長** 5番、森田文明議員。

○ 5番 森田文明議員 営業損失が膨らんだ要因については理解いたしました。

では、今後の見通しについて伺います。

○**中山基充議長** 笠木財務課長。

○**笠木知之財務課長** お答えいたします。

令和7年度決算での営業損失額は、令和6年度より約2億7,000万円マイナスとなる約4億9,000万円を見込んでおります。これは、主に令和6年度からの事故繰越しによる修繕費の増加などによるものです。また、令和8年度以降におきましては、予定されております県水の値上げに伴い、令和6年度の県水受水実績から試算いたしますと、約2億2,900万円の県水受水費が増加となります。今後の見通しといたしましては、現状の収益の減少、費用の増加に加え、県水受水費の値上げも影響し、当企業団の経営状況は悪化し、営業損失が増大していくことが見込まれます。

以上でございます。

○**中山基充議長** 5番、森田文明議員。

○ 5番 森田文明議員 今後の見通しとして、現状における収益の減少、費用の増加、そして予定されております県水の受水費の値上げ等々を踏まえて、当企業団の経営状況は悪化して、営業損失が増大していく見込みだという答弁であります。こうした今後の見通しを踏まえまして、今後どのようにこれを健全な運営を図っていくのか、その対応について伺います。

○**中山基充議長** 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 お答えいたします。

水道水の安定供給を継続していくためには、健全経営を確保する必要があることから、財政基盤を強化するため、水道料金の改定が必要であると考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田文明議員。

○5番 森田文明議員 次に、2点目の決算概要37ページの不納欠損について伺います。

(1) の水道料金債権に関してでございますが、平成30年度の未収金1,067件、255万2,345円を不納欠損処分したことあります。その内容についてまず伺います。

○山中基充議長 山崎給水課長。

○山崎利隆給水課長 お答えいたします。

不納欠損1,067件の内訳につきましては、転出先不明550件で125万4,163円、死亡68件で10万8,606円、破産26件で10万6,362円、その他、転出先判明後の督促でもお支払いいただけない事案等が423件で108万3,214円となっております。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田文明議員。

○5番 森田文明議員 不納欠損処分したやむを得ない事情、そういった内容については理解をいたしました。ただ、この受益者負担の原則、そしてまた公平性の確保、そういった観点からも、この水道料金債権の不納欠損処分はできるだけこれは避けるべき、努力をすべきだと考えます。

そこで、伺いますが、この本決算時点における令和元年度から5年度までの水道料金の未納状況について伺います。

○山中基充議長 山崎給水課長。

○山崎利隆給水課長 お答えいたします。

令和7年6月末時点での各年度の未納状況は、令和元年度1,025件で288万9,277円、令和2年度1,118件で273万1,392円、令和3年度1,055件で259万3,513円、令和4年度1,306件で300万405円、令和5年度1,375件で301万3,162円となっております。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田文明議員。

○5番 森田文明議員 令和元年度から令和5年度までの各年度とも1,000件を超える通常料金の未納が発生している現状であります。今回の不納欠損処分については、平成30年度分でありますので、来年度になりますと、この令和元年度も該当してくるということになります。先ほども質問の中で申し上げましたとおり、全くこの受益者負担の原則、

公平の確保の観点からも、やはりこれは未納となっている水道料金が不納欠損処分とならないように料金の回収強化を図るべきであると考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、その考え方を伺います。

○山中基充議長 山崎給水課長。

○山崎利隆給水課長 お答えいたします。

未納対策として納入通知書の納期限、または2回目の口座振替でお支払いがない場合に督促状を発行しています。次に、督促状の納期限までにお支払いがない場合には催告状を発行し、支払いを促しております。さらに、催告状の納期限までに支払いがない場合は、給水を停止しております。給水を停止しても連絡がない場合には、住民票を照会し、転出先が判明した場合に文書による督促、電話による督促、現地訪問ができる場合には訪問督促をし、回収に努めておりますが、議員ご指摘のとおり水道料金の回収に当たりましては、未納料金を少しでも減らせるよう今後より一層の強化を図ってまいります。

以上でございます。

○山中基充議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声]

○山中基充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」の声]

○山中基充議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

日程第7、議案第13号 令和6年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。



## ◎一般質問

○山中基充議長　日程第8、一般質問を行います。

通告者は2名であります。なお、質問時間については、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

発言を許可します。

3番、中村拡史議員。

○3番　中村拡史議員　3番、中村拡史です。ただいまより通告に従いまして一般質問を行います。

質問事項は、当企業団における水道広域化の推進についてであります。現在、当企業団が人口減少に伴う水道需要と料金収入の減少、水道施設の老朽化による更新需要の高まりなどの課題に直面する中で、広域化により個別の水道事業者が持つ人材や施設、情報や資金等の経営資源を共有し、効率的に利用することにより人材の確保、育成、水道施設の維持管理、老朽化への対応の効率化、経費削減、災害緊急時の対応力の強化等の様々な効果が期待されます。当企業団が水道広域化の取組の推進に向けて埼玉県水道広域化全体会議や埼玉県第3ブロック水道広域化実施検討部会等においても審議を進める中で、埼玉県は令和5年3月に水道広域化推進プランを兼ねた埼玉県水道ビジョンを改定し、広域化については、事業統合に加えてシステムの共同利用や資材の共同購入、大規模事業者による技術支援など広域化の具体的な方法については、様々な選択肢を加えながら、各水道事業者の実情に応じた多様な広域化を推進することが望ましい旨、示されております。当企業団として実施可能なところから広域化の取組を着実に推進し、将来的な水道料金の急激な値上げの抑止に努めることが、物価の高騰が続き多くの市民が生活に困窮している現在、求められている施策の一つでもあると考えます。

そこで、人口減少社会において広域で連携をし、相互に補完し合いながら事業基盤を強化し、安全な水道水を安定的、持続的に供給し続けるための当企業団における広域化の取組について、以下2点について質問をいたします。

1点目、当企業団における水道広域化に向けた現在までの取組について。

2点目、当企業団における水道広域化に向けた取組の今後の課題についてです。

以上伺いまして、1回目の質問といたします。

○山中基充議長　小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長　質問事項、当企業団における水道広域化の推進についての1、2につきまして、順次お答えいたします。

まず、1についてお答えいたします。埼玉県では、平成23年3月に埼玉県水道整備基本構想を改定し、埼玉県水道ビジョンとして位置づけ、水道事業の基盤強化には広域化

が有効であることから、将来の県内水道一本化を見据え、県域を12のブロックに分割し、ブロック単位での統合を目指してまいりました。当企業団が属する第3ブロックは、川越市、毛呂山町、越生町、川島町及び当企業団の5事業体で構成されております。その後、厚生労働省と総務省から都道府県に対し、広域化の推進方針や具体的な取組等を示した水道広域化推進プランを令和4年度末までに策定するよう要請がありました。このことから、埼玉県では埼玉県水道ビジョンについて、広域化に係る内容を充実させ、水道広域化推進プランを兼ねるものとして令和5年3月に改定しました。埼玉県水道広域化については、埼玉県が主催する埼玉県水道広域化全体会議と、ブロック別に協議する水道広域化実施検討部会が年1回程度開催され、議論、検討されているところでございます。

その開催状況と検討事項については、令和5年度においては、5月に第1回埼玉県水道広域化全体会議が開催され、先ほどの埼玉県水道ビジョンの改定についてと令和5年度の取組についてなどが議題として取り上げられました。令和5年11月には埼玉県による水道広域化に関する説明会が開催され、多様な広域化の例が示されました。令和6年2月には、令和5年度第3ブロック水道広域化実施検討部会会議を開催し、会長及び副会長の改選、これまでの検討内容、多様な広域化の検討についてを議論いたしました。令和6年度においては、6月の令和6年度第1回埼玉県水道広域化全体会議では、令和5年度の取組報告及び令和6年度の取組を議題とし、令和7年2月の令和6年度第3ブロック水道広域化実施検討部会では、広域化の取組として給水装置工事事業者の指定事務の共同化、資機材の共同購入、夜間休日の対応について検討した結果、令和9年度を目標として資機材の共同購入を優先して検討していくことが決まりました。令和7年度においては、6月に令和7年度第1回埼玉県水道広域化全体会議が開催され、令和6年度の取組報告及び令和7年度の取組についてが議題とされました。

続きまして、2についてお答えいたします。令和7年2月に開催した令和6年度第3ブロック水道広域化実施検討部会において、広域化の取組として掲げた資機材の共同購入については、実務的な視点からの課題として、各水道事業者の資機材等の運用方法や仕様の統一などが考えられます。

以上でございます。

○**中山基充議長** 3番、中村拡史議員。

○**3番 中村拡史議員** 一通りご答弁をいただきましたので、これより一問一答方式で質問いたします。

答弁の中で、資機材の共同購入が令和9年度を目標とした上で優先して検討するとい

うことについて決定されたということですが、現在までの検討状況について伺います。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

先ほど答弁いたしました令和7年2月に開催された第3ブロック水道広域化実施検討部会において、水道メーター、災害時等に使用する給水袋、給水タンクを対象として、今後、具体的な検討を進めていくことが決定されたところでございます。

なお、令和7年度の同検討部会の実施予定については、現在のところ未定でございます。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村拡史議員。

○3番 中村拡史議員 現在までの議論では第3ブロックの枠内での共同購入が検討されているということであります。令和5年度第1回埼玉県水道広域化全体会議では、広域化の着実な進展のために、異なるブロックの水道事業者による検討など、従来のブロックの枠組によらない単位での検討も行うこととされております。

そこで、第3ブロック以外の県内水道事業者との共同購入などについても検討を進めることができより大きなメリットをもたらすものと考えますが、見解を伺います。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

資機材の共同購入ではございませんが、当企業団は、第3ブロック以外の日高市、鳩山町と第3ブロックの毛呂山町、越生町及び当企業団の合わせて1市3町1企業団で、平成11年から共同水質検査体制を構築し、水質検査について広域的な運用を実施していました。本件につきましては、令和2年3月に厚生労働省におきまして先進的な広域連携の取組の例として紹介されているところでございます。資機材の共同購入等につきましても、今後、広域連携を検討していく必要があると認識しております。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村拡史議員。

○3番 中村拡史議員 それでは、資機材の共同購入を実施することによる経済的な効果を試算したものとしての効果概算について伺います。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

令和6年度埼玉県全体会議資料によりますと、鴻巣市、上尾市、伊奈町、桶川北本水

道企業団の4事業体で構成される第9ブロックにおいて、水道メーターを共同購入した場合の効果概算が示されており、口径13ミリメートルで年間約220万円、口径20ミリメートルで年間約840万円の削減効果があると算定されております。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村拡史議員。

○3番 中村拡史議員 資機材の共同購入に当たり、最初の答弁の中で課題として示されておりました運用方法や仕様の統一については、広域で行っている県内の他のブロックにおいて具体的に統一に向けて対応されている例が見られるのか伺います。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

令和7年度埼玉県全体会議資料では、県北部の7事業体で構成される第11ブロックにおいて、大里郡である熊谷市、深谷市、寄居町の3事業体が水道メーターの共同購入を既に実施しており、現在は実施していない残りの4事業体、こちらは児玉郡市なわけですけれども、本庄市、神川町、上里町、美里町になります。こちらの4事業体において検討を行い、この結果を踏まえ、第11ブロック全体で水道メーターの共同購入に向けて検討を始めることに合意し、今後、役割分担等について検討を進めることができます。

なお、会議の中で、埼玉県は運用方法や仕様の統一を実施した事業体はないとの認識でございました。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村拡史議員。

○3番 中村拡史議員 次に、給水装置工事事業者の指定事務の共同化の検討に向けて埼玉県が示す課題について伺います。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

埼玉県は、令和6年度埼玉県全体会議において、新座市、志木市など6市1町で構成される第4ブロックにおける給水装置工事事業者の指定に係る新規申請事務を例に挙げ、申請書自体は水道法施行規則に基づいた様式となっているため、どの事業体もおおむね同一のものとなっているものの、必要書類にはらつきがあり整理が必要であること、また様式や申請の統一の検討に当たっては、申請の電子化の検討も必要となるが、現在は登記事項証明書または住民票の写しを添付する必要があるため、電子データのみでの手続は困難であることなどを課題に挙げております。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村拡史議員。

○3番 中村拡史議員 先ほど資機材の共同購入を進めた場合の効果概算については伺いましたが、給水装置工事事業者の指定事務の共同化をこの第3ブロックで実施した場合の効果概算について伺います。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

第3ブロックでは、給水装置工事事業者の指定事務の共同化について、現在のところ検討課題としてはおりませんので、効果の概算については試算しておりません。

なお、令和6年度埼玉県全体会議資料では、埼玉県で実施した広域化シミュレーションとして、先ほどの第4ブロックで実施した場合の効果概算が算出されており、年間約75万円が費用削減効果として算定されております。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村拡史議員。

○3番 中村拡史議員 水道メーターの共同購入や料金徴収業務、また浄水場運転管理業務の共同発注等を含めました業務の共同化をこの第3ブロックで行った場合の効果概算については、どうなっていくのか伺います。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

令和6年度埼玉県全体会議資料で、水道メーターの購入等の業務の共同化を越生町、鳩山町、毛呂山町で実施した場合の効果概算が試算されており、委託費用で年間約3,200万円の削減効果があるとされておりますが、第3ブロックでの効果概算については示されておりません。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村拡史議員。

○3番 中村拡史議員 次に、情報に関する広域化の取組について何点か質問いたします。

埼玉県水道ビジョンにおいては、DXの推進について、設備台帳や管路台帳等の電子化は、効率的な維持管理を実現するだけでなく、正確で迅速なデータの整理分析を可能にし、各種計画の策定等にも役立つ重要な取組とされておりますが、当企業団が現在までにおいて独自に実施してきた電子化の取組について伺います。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

当企業団で行った主な電子化の取組といたしまして、水道施設では、各種情報の一元化により効率的かつ適切な資産管理を行う目的から令和3年度に水道施設管理台帳システムを、また水管路では、管路情報を地理空間情報上で管理し、維持管理、災害対応及び更新計画策定などを効率的に行う目的から、平成9年度にマッピングシステムを整備しております。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村拡史議員。

○3番 中村拡史議員 当企業団でも既に様々な取組が独自に行われてきたようありますが、こうした情報に関する取組も複数の事業体で共同で取り組むことでより大きなメリットが得られるものと考えますが、DXに関する取組に係る広域化の進捗について伺います。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

令和7年度埼玉県全体会議資料によりますと、国が導入を推進している水道情報活用システムが、水道事業にとって様々なメリットがあるとした上で、広域化の取組につながることが示されております。水道情報活用システムとは、これまでベンダー独自で管理していたデータを、水道情報標準プラットフォームと呼ばれるデータ蓄積、流通基盤として機能する核としての役割を担うシステムに規格を統一化して集約するもので、これにより異なるアプリケーションシステム、異なる開発者間、異なる事業者間でもデータを共有できるようになります。データ共有が図れるようになれば、事業者間のシステムの共同化、統一システムの開発等、広域化の取組が容易となり、さらにはそのシステムを使用する業務の共同化といったことも実現可能となるとされております。実現に当たりハードルは高いですが、このように水道事業における各種データについて、規格を統一し横断的に利活用できるようにしておくことで、その先の広域化の取組につなげることができることなどがメリットであるとされており、埼玉県では令和6年度に生活衛生課の後援による説明会を開催するなど情報提供を行っています。しかしながら、当企業団においては導入の検討には至っておりません。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村拡史議員。

○3番 中村拡史議員 情報に関する広域化の取組として、水道情報活用システムの必要性等については理解をいたしました。

加えて、埼玉県水道ビジョンではスマートメータークラウドを用いた検針業務やドロ

ーン、また各種センサークラウドを用いた設備管理など、業務の効率化やコスト削減、維持管理の高度化や危機管理の強化が期待できるデジタル技術の導入に関する検討が求められると記載されております。特に令和7年度全体会議で示されております広域化の取組に活用できる交付金には水道情報活用システムの簡易台帳アプリケーションの導入やA I管路劣化診断、また人工衛星を活用した漏水調査等の共同発注に対して補助金の交付対象として導入が推奨され、第9ブロックに含まれる鴻巣市では既にA I管路劣化診断の導入に向けた検討が進められているようあります。

そこで、当企業団における検討状況について伺います。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

当企業団でのデジタル技術の活用につきましては、管路更新耐震化計画策定等におきまして、A Iによる老朽度評価や重要性の高い水管橋を選定し、ドローンによる劣化調査を実施する予定でございます。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村拡史議員。

○3番 中村拡史議員 ただいま伺いました各種デジタル技術の導入や水道施設の整備に関する広域化の取組等も含め、各種取組を推進する上で活用できる交付金を様々利用しながら取組を推進する必要がございますが、埼玉県が示す交付金の概要について伺います。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

埼玉県の説明では、広域化の取組に活用できる交付金として4つのメニューが示されています。1つ目は、広域圏域の間、近隣の水道事業体等の間で、緊急時に水道水を相互融通するために、導、送、配水管、ポンプ、計装機器等を整備する事業に活用できる水道総合地震対策事業の緊急時用連絡管です。以降、2つ目から4つ目は、いずれも水道事業運営基盤強化推進事業のメニューとなり、2つ目は、事業統合や経営の一体化を契機に実施する施設整備事業に活用できる広域化事業です。3つ目は、広域化後の運営基盤を強化するために必要な施設整備に関する事業や、広域化事業による水道施設の統廃合に伴い廃止する水道施設の撤去事業に活用できる運営基盤強化等事業です。4つ目は、広域化を検討している協議会等に参加している水道事業者等が実施する水道施設台帳のクラウド化を図る事業や、市町村の区域を越えて広域的に実施するデジタル技術を活用した水道施設の点検、調査を行う事業に活用できる水道施設DX推進事業でござ

います。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村拡史議員。

○3番 中村拡史議員 現在までに県内で事業統合まで行われたのは秩父広域市町村圏組合のみであります。この秩父広域市町村圏組合に対する交付実績について伺います。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

秩父広域市町村圏組合におきましては、先ほど答弁いたしました2つ目の広域化事業と3つ目の運営基盤強化等事業の2つの補助メニューをセットで活用し、平成28年度から令和6年度までの期間において約82億円の交付を受けたと聞いております。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村拡史議員。

○3番 中村拡史議員 最後の質問になりますが、これまで年に1回程度の頻度で広域化に関する審議が行われてきたようですが、今後広域化をさらに推進するため、県の指摘にもありますように、より頻繁に審議を重ね、またブロック単位での議論にとどまることなく、実現可能な取組から早期に実施していくことが将来的な水道料金の急激な上昇を抑止することにつながり、これこそが現在物価高騰に苦しむ多くの市民皆様に対し、当企業団が果たすべき一つの責務であると考えます。

そこで、最後に当企業団としてより積極的に広域化の取組を強化、推進することについて見解を伺いまして、一般質問を終わります。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

埼玉県下では、事業体それぞれの施設水準や水道料金水準の格差などもあり、現時点において市町村合併に伴うもの以外で事業統合まで至ったのは、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町による秩父地域のブロックのみにとどまっており、当企業団の属する第3ブロックでは進展していない状況となっております。埼玉県では、できることから広域化を実施するため、埼玉県水道ビジョンで広域化に係る内容を充実させ多様な広域化の推進を図っており、当企業団といたしましても埼玉県主導の下、第3ブロックの事業体と連携を強化し、将来的に広域水道となるよう推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 次に、2番、大山嘉代子議員。

○2番 大山嘉代子議員 2番、大山嘉代子です。議長より許可を得ましたので、これより一般質問を行います。

質問事項の1、県企業局の県水料金値上げの背景とその準備・対応について。埼玉県企業局は、昨年の12月に県水料金の改定を県議会に提出し、議会で可決されました。これにより大幅な引上げとなり、実施する方向となりました。県企業局は、令和8年4月から現在1立方メートル当たり61円78銭の卸売価格を1立方メートル当たり74円74銭、金額にして1立方メートル当たり12円96銭、率にして21%引き上げることのことです。この大幅な引上げによって当企業団を含め多くの水道事業者の経営を圧迫するものです。特にこの値上げによる家計への影響について、県企業局は令和6年7月の報道発表資料で1か月当たり平均176円、率にして7%程度水道料金が上昇すると試算を明らかにしています。このタイミングになぜこのような値上げ案が出てきたのか、県の実情を知ることが大切です。それに伴い、当企業団においては、県水受水量に改定単価と消費税率を乗じると13億5,054万3,518円となり、令和5年度の決算額11億1,635万7,750円と比較すると約2億3,400万円の金額となり、県水受水費は増額となります。そのため、当企業団の新たな支出となります。当企業団において水道料金検討に向けた諸準備を始めています。独立採算制の壁があること、当企業団として中期経営計画を見直し、コストカットできるところを検討し、スリム化しています。しかし、住民が利用する安心安全の水を供給することを第一に考え、絶対に守らなければならないところであります。給水人口の減少や老朽化の施設設備、管路や施設の更新、耐震化に多大な費用もかかる状況で、厳しさは増してきています。そこで、以下3点について質問します。

1点目、県企業局の水道料金で値上げの背景や実情について。

2点目、当企業団の準備、対応について。

3点目、現時点での当企業団の具体的方向性について。

以上伺いまして、1回目の質問といたします。

○中山基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 質問事項、県企業局の県水料金値上げの背景とその準備・対応についての1点目、2点目、3点目について順次お答えをいたします。

1点目についてお答えいたします。埼玉県では、令和6年12月議会で埼玉県水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例が可決され、県水料金を令和8年4月1日から改定することになりました。埼玉県企業局は、平成11年度の料金改定以降、令和6年度現在までコスト縮減等に取り組み、現行料金を26年間維持しつつ、安全安心な県水の安定供給に努めてきたものの、施設の老朽化や電気料金及び物価高騰の影響による維持管理費

の増加と人口減少や家庭、事業所での節水意識の向上による給水量の減少により事業環境は厳しさを増す状況にあるとしています。埼玉県企業局の試算では、令和6年度以降は、純損失が継続的に発生する見込みとなっています。

また、埼玉県企業局は、料金改定の原価計算に用いる建設計画において老朽化した施設及び管路を更新し、水道施設の再整備に本格的に取り組むこと、水道施設整備計画に基づき実施してきた耐震化、高度浄水処理施設の整備や、当企業団にも送水している吉見浄水場の拡張関連整備等について、継続して事業を進めていくこととしております。このように事業環境の変化等に対応し、今後も県水の安定供給を継続していくためには、財政基盤を強化し、健全経営を確保する必要があることから、県水料金値上げの改定をすることになったとされております。

続きまして、2点目についてお答えいたします。当企業団では、令和5年3月、中期経営計画に基づき、令和5年度から令和9年度までの5年間を算定期間とした坂戸、鶴ヶ島水道企業団総括原価及び料金算定報告書を策定しました。この報告書では、計画期間中は現行の料金体系を維持するものの、今後の水需要及び物価動向並びに経常収支の状況を注視し、次期中期経営計画の策定に向けて料金改定の検討に着手することとしておりました。しかしながら、県水料金の値上げが実施されることによる影響は大きく、受水費は令和6年度実績で約2億2,900万円の増加が見込まれるところです。そのため当企業団の料金改定を令和9年度に前倒しする必要があると判断いたしました。これに向けた準備、対応といったしましては、水道料金改定に向けてのロードマップの作成をはじめとし、令和7年第1回定例会においてご議決いただきました水道料金審議会条例の制定を行い、現在、委員委嘱等を進めております。また、手数料や現行制度、運用の点検等を行い、水道利用加入金の見直し等を実施し、総括原価に反映できるよう適正な水道料金算定を進めております。

続きまして、3点目についてお答えいたします。当企業団の水道料金改定案策定に当たっては、水道料金審議会を令和7年12月から令和8年2月までに全4回開催し、答申を受けることとしております。その答申を受け、2月末には議員の皆様に答申内容の説明を行い、3月末に議員全員協議会を開催し、答申内容を踏まえご協議していただくこととしております。その後、6月下旬開催予定の議員全員協議会において、水道料金改定最終案を説明させていただき、最終的にその案をもちまして8月定例会においてお諮りする予定でございます。

なお、総括原価及び料金算定については11月までに行う予定であり、それにより料金体系の方針を定めてまいります。

以上でございます。

○山中基充議長 2番、大山嘉代子議員。

○2番 大山嘉代子議員 一通り答弁いただきましたので、これより一問一答方式で伺います。

(1) の埼玉県企業局の値上げの背景、実情、理由を答えていただきました。そこには事業環境の変化などに対応し、県水の安定供給を継続していくための財政基盤を強化して健全な経営を確保する必要があることから県水料金値上げの改定をすることになったとされているとの説明でした。

それでは、県企業局は何の事業を多く支出しているのでしょうか、その点をお伺いします。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

令和6年10月21日に開催されました埼玉県水道用水供給事業の料金改定に係る全体説明会資料の建設計画では、計画期間、令和6年度から令和14年度において、主なものとして、大久保浄水場高度浄水処理施設事業に約768億円、吉見浄水場高度浄水処理施設事業に約460億円、吉見浄水場拡張関連整備事業Ⅱ期及びⅢ期に約926億円の事業費がかかる見込みとされております。

以上でございます。

○山中基充議長 2番、大山嘉代子議員。

○2番 大山嘉代子議員 埼玉県水道用水供給事業の料金改定に係る全体説明会の資料で、建設計画ではそれぞれ今挙げた浄水場高度浄水処理施設だとか拡張関連整備事業等に莫大な費用がかかるという見込みが提示されたのは分かりました。

では、県企業局が提示した財政シミュレーションの資料によると、2026年度、つまり令和8年度に料金を引き上げても2030年度、令和12年度からはまた赤字に転落するとのシミュレーションとして示されております。当企業団もその説明を受けているかと思いますが、この件についてはどのように受け止めているのかお伺いします。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

県企業局においてさらに県水料金が値上げとなれば、当企業団の水道事業費用の3割以上を占める県水受水費、こちらも増加いたします。そのため経営を圧迫することとなります。当企業団といたしましても、これを踏まえた総括原価及び料金算定を行う必要があるものと考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 2番、大山嘉代子議員。

○2番 大山嘉代子議員 (1) の県企業局の県水値上げの背景とその準備、対応については説明がありましたので、分かりました。

それでは、(2) に移ります。1回目の答弁で県水料金の値上げが実施されることの影響力は大きく、受水費は令和6年度実績で2億2,900万円の増加が見込まれるという数字も示されました。そのため、当企業団の料金改定の必要性があると判断し、その準備としてロードマップを作成し、水道料金審議会委員の選定を進めているとの答弁でしたが、10名の委員選定の進捗状況について伺います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

水道料金審議会については、令和7年第1回定例会でご議決いただきました坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道料金審議会条例によりまして、水道料金審議会は、水道使用者、知識経験者の委員10人以内で組織するものとしています。水道料金審議会の人選につきまして、水道使用者は坂戸市及び鶴ヶ島市両市の大口需要者、坂戸市及び鶴ヶ島市両市の自治会選出者、公募による坂戸市及び鶴ヶ島市両市の水道使用者とし、知識経験者は大学教授、公益社団法人日本水道協会職員、坂戸市及び鶴ヶ島市両市長の推薦者としており、現在、委嘱準備を進めております。

以上でございます。

○山中基充議長 2番、大山嘉代子議員。

○2番 大山嘉代子議員 (2) について、令和7年第1回定例会で議決した水道料金審議会の組織は10人以内であることや、水道料金審議会の人選についても詳細にわたって委員委嘱準備を進めている段階であるということは分かりました。

では、3回目、最後の質問です。水道料金審議会を令和7年12月から令和8年2月までに4回開催し、答申を受けるとあります。12月から2月まで3か月、少し短いようにも感じますが、この3か月で4回開催することですが、4回の審議会の進め方の内容について、どのように行う予定なのかお伺いします。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

第1回の水道料金審議会では、当企業団の概況や経営状況などの説明、また諮問する料金改定案の説明を行い、ご審議していただく内容を明確にしてまいります。第2回目以降は、算定期間における総括原価を踏まえ、基本料金と水量料金の割合、各水量区画

における改定率、資産維持率など水道料金を算定する上で重要な項目についてご審議いただく予定でございます。

以上でございます。

○**山中基充議長** 2番、大山嘉代子議員。

○**2番 大山嘉代子議員** 水道料金審議会の趣旨や内容について重要な項目での審議をしていただくということは分かりました。ロードマップでは、当企業団の料金改定予定が令和9年度、令和10年度に分けて記載されていますが、執行部として暫定的な見通しとしてどれくらいの値上げを想定しているのか。また、2回に分けて料金改定を予定する意味について伺いまして、質問を終わりにします。

○**山中基充議長** 前原事務局長。

○**前原民子事務局長** お答えいたします。

先ほど答弁いたしました水道料金算定については、ロードマップにもお示しましたとおり、11月をめどに進めているところでございます。現在の進捗といたしましては、水需要予測等の基本数値の設定を行っている段階であり、暫定的な見通しとしてもお示しできるものがございません。今後、総括原価を算定し、その料金算定を実施した結果、大幅な料金改定率となった場合、水道料金審議会において激変緩和措置が必要であるという答申を想定し、ロードマップ上では2段階としたものでございます。

以上でございます。

○**山中基充議長** これをもって一般質問を終結いたします。

以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。



### ○**議長の挨拶**

○**山中基充議長** 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、早朝よりご出席をいただき、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会が開会され、提出されました議案につきましては慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てを終了することができましたことを心より御礼を申し上げます。

これから坂戸、鶴ヶ島両市の定例会を控え、大変忙しい時期を迎えますが、議員各位をはじめご参会の皆様には、健康に十分ご留意の上、今後とも水道事業の発展のためご尽力いただきますことをお願いを申し上げまして、閉会の挨拶といたします。



### ◎企業長の挨拶

○山中基充議長 企業長から発言を求められておりますので、これを許可します。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、早朝よりご参集をいただき、ご提案申し上げました議案につきまして慎重ご審議、ご議決を賜り、誠にありがとうございました。

本日、議員各位から賜りましたご意見、ご提言は、今後の水道事業発展のために役立てまいりたいと思いますので、今後ともご理解、ご協力をお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。



### ◎閉会の宣告

(午前11時12分)

○山中基充議長 これをもちまして、令和7年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会の議事を閉じ、閉会いたします。

本日は、大変にご苦労さまでした。